

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
◎「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）」に係る手数料の指定納付受託者の指定（土木政策課）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
公 告	
○県営土地改良事業の計画の変更（緊急防災工事計画）（農業基盤課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（12・13掲示）	3
落札公告	
○落札者等の公告（健康対策課）	4

## 規 則

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第50号

#### 高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規

則（平成21年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「監査報告には」を「法第13条第4項の規定により監事が作成する監査報告には」に改め、同項を同条第4項とする。

第1条の3中「規定に基づき」を「規定により」に改める。  
第2条の見出しを「（業務方法書の記載事項）」に改め、同条中「に記載すべき事項」を「の記載事項」に改める。

第7条から第9条までを削る。  
第10条中「第1条第3項の」を「第3条第3項に規定する」に、「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改め、同条を第7条とする。

第10条の2第1項を削り、同条第2項中「事業報告書」を「法第34条第2項の規定により作成する事業報告書」に改め、同項を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第11条の2の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「受領したときは、」を「受領したときは、法第35条第1項の規定により」に改め、同項第2号中「次の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第11条の2を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

#### 第11条 削除

第19条第1項中「第56条の2第1号に規定する」を「第56条の2第1号の」に、「。次項」を「。同項」に改め、同条第2項中「他の」を「、他の」に改め、同条第3項中「第56条の2第2号に規定する」を「第56条の2第2号の」に改める。

第20条中「に規定する」を「の規定により提出する」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第912号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日

塩田歯科 土佐市高岡町乙3523-6 令4・10・27

### 高知県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
塩田歯科 土佐市高岡町乙3523-6 令4・10・26  
身体障害者療護 南国市左右山290-2 〃 〃 31  
施設国府寮診療

所 柳瀬診療所 吾川郡いの町柳瀬本村892番地 〃 〃 〃

### 高知県告示第914号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

(2) 届出者の住所  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン高知旭町店  
高知市旭町三丁目94番地

(4) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目

	美	5番地1
有限会社中納言	代表取締役 安藤 一 臣	高知市本町二丁目1番16号
丸忠株式会社	代表取締役 武田 忠 宏	高知市旭町三丁目94番地
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映 治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範 次	香川県高松市丸亀町四番地の8
セムミモザ株式会社	代表取締役 八頭司 和孝	愛媛県四国中央市川之江町1803番地
山本隆志		高知市南川添18-30
株式会社おの	代表取締役 小野 一 志	高知市南新田町3-41

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武 美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
有限会社中納言	代表取締役 安藤 一 臣	高知市本町二丁目1番16号

丸忠株式会社	代表取締役 武田 忠 宏	高知市旭町三丁目94番地
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映 治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範 次	香川県高松市丸亀町四番地の8
セムミモザ株式会社	代表取締役 橋田 雅 弘	愛媛県四国中央市川之江町1803番地
山本隆志		高知市南川添18-30
株式会社おの	代表取締役 小野 一 志	高知市南新田町3-41

- (5) 変更年月日  
令和4年8月1日
- (6) 変更理由  
小売業者の代表者の変更のため
- 2 届出年月日  
令和4年12月2日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第915号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和4年12月23日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者に納付させる歳入	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	高知県が使用する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）」によるインターネットを利用して納付される手数料	令和5年1月10日から同年3月31日まで

**高知県告示第916号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和4年12月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市長浜蒔絵台二丁目29番6から 高知市長浜字カミス キ山6354番1まで	前	12.3 }	496
	後	28.5 }	
		13.7 }	432
		34.8 }	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定によ

り、県営土地改良事業（奈路地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
緊急防災工事変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年12月23日から令和5年1月27日まで
- 3 縦覧場所  
四万十町役場
- 4 その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第153号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和4年12月13日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

「	〃	宿毛市立橋上保育園	宿毛市橋上町橋上1020番地	〃
---	---	-----------	----------------	---

を削り、

「	〃	宿毛市栄喜体育館	宿毛市小筑紫町栄喜165番地	平成25年6月20日
	〃	弘瀬離島センター	宿毛市沖の島町弘瀬562番地1	〃

を

「	〃	弘瀬離島センター	宿毛市沖の島町弘瀬562番地1	平成25年6月20日
---	---	----------	-----------------	------------

に改める。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年12月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
  - (1) 新型コロナウイルス抗原定性検査キット 20,000キット
  - (2) 新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスを同時検出可能な抗原定性検査キット 20,000キット
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県健康政策部健康対策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年11月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社アスティス高知営業部 南国市蛸が丘二丁目3番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,660,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため